

(平成22年3月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	19 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	28 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	22 件

北海道国民年金 事案 1446 (事案 1067 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から58年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から58年3月まで

昭和53年当時、A市B区役所から国民年金保険料の未納があると連絡があったので、私は夫婦二人で同区役所に行き、二人分の国民年金保険料の申請免除をしたのに、夫の分だけが免除となっているのは納付できないとして、第三者委員会に申立てをしたが、記録訂正できないとの回答であった。

前回の申立ては、夫婦二人分の免除手続をした印象が強かったので、この点を中心に供述したが、今回は、代理人の夫が同区役所において、加入手続に必要な書類に妻(自分)の名前を書いた記憶があるとしているので、再調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の婚姻後の国民年金手帳記号番号は、夫婦共に免除となっている昭和58年度(昭和58年6月ごろ)に払い出されており、国民年金被保険者資格取得は、その時点から昭和51年4月にさかのぼって行われたものと推認され、国民年金の加入手続を行っていない場合には、免除申請することができず、申立人が昭和53年当時、国民年金の申請免除手続をしていたことをうかがわせる事情も見当たらないなどとして、既に、当委員会の決定に基づく平成21年6月19日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、新たな事情として、申立人の代理人であるその夫は、i) 昭和53年春ごろ、A市B区役所から連絡があり、夫婦二人で手続に行ったこと、ii) 同区役所での手続に際し、必要な書類に申立人(妻)の名前を記載したこ

と、iii) その書類名等をはっきり記憶していたわけではなかったため、前回は供述できなかったことなどを主張しており、口頭意見陳述においても、申立人及びその夫は、申立人の国民年金への加入手続に至る経緯、手続方法等について、前述 i) 及び ii) のとおり具体的に説明していることから、夫婦二人で手続に行ったとする申立人及びその夫の主張には信憑性^{しんびようせい}が認められる。

また、A市では申立期間当時、広報誌等により免除の勧奨を行っていた状況がうかがえるほか、当初の決定後、同市から「国民年金の未加入者が強制加入対象者であることが判明した際に、当該未加入者が保険料の免除を希望した場合は、加入手続と併せて免除申請書を受理することになること、及び免除申請をしていたとすれば、その時点で国民年金手帳記号番号が払い出されていたと考えられる。」とする新たな回答が得られたことから、夫婦二人で手続に行った際に申立人の夫のみが免除申請手続を行い、その時点で国民年金の未加入者であった申立人について、併せて加入手続が行われなかったことは考え難い。

さらに、申立人の夫は、昭和 53 年度から 60 年度までの期間、62 年度、平成 12 年度及び 13 年度の国民年金保険料は免除と記録されているのに対し、申立人は 58 年度以降、その夫と同じ期間について免除と記録されており、共に国民年金強制加入者であった申立人及びその夫の免除期間が一致していないことは不自然にみえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1447

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から同年6月までの期間及び51年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和47年2月から同年6月まで
②昭和51年2月

私の国民年金については、昭和46年ごろ、A市役所で父親が加入手続きを行い、併せて保険料も納付してくれていたが、後日、厚生年金保険との重複期間分についての還付を受けた。

ねんきん特別便の年金記録の中で、当該還付済み期間の一部である申立期間について、保険料は納付済みであるのに、記録上は国民年金の未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳及び領収書の写し並びに特殊台帳(マイクロフィルム)により、申立人は、昭和46年4月から53年9月までの国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

また、申立人の年金記録については、本来、昭和47年7月から51年1月までの期間及び51年3月から53年9月までの期間の厚生年金保険被保険者期間についてのみ国民年金保険料が還付されるべきであるが、国民年金被保険者期間に該当する申立期間①及び申立期間②についても同被保険者資格を取り消した上で国民年金保険料の還付処理が行われていることが確認でき、社会保険事務所(当時)の事務処理の誤りが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道厚生年金 事案 1770

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年3月26日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年3月26日から同年5月1日まで
平成12年12月1日から15年8月1日まで、A社にB職として勤務した。
申立期間は、A社と同名の新会社へ移籍となった時期であるが、厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間について加入記録がなかった。
年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する給与明細書の控え及び事業主の回答から判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成13年3月26日から同年3月31日までの期間については、A社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により同年3月分給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、平成13年3月の給与明細書の控えの保険料控除額及び申立人のA社における同年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って平成13年3月26日として届け出たため、同年3月の保険料を納付していないとしていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行ってお

らず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年4月1日から同年5月1日までの期間については、雇用保険の被保険者記録により、申立人が、A社と同名の新会社C社（現在は、D社）に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によると、申立人は、同名の新会社C社において平成13年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、これは、オンライン記録と一致していることから、事業主が、オンライン記録どおりの届出を行ったことが確認できる。

また、事業主が保管する平成13年4月の給与明細書の控えから、事業主は、申立人に係る同年4月の厚生年金保険料を控除していないことが確認できる上、事業主からは、「当時、特定労働者派遣事業の届出を行うために、新たにA社と同名の新会社C社を設立し、従業員を移籍させることになった。このため、申立人について、平成13年3月26日に当初のA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失させた。申立人の平成13年3月の同保険料については、月の途中で被保険者資格を喪失する場合に、厚生年金保険の加入期間としないことを知らなかったため、担当者が同保険料を控除してしまったものである。また、当初、新会社のC社は、同年4月から厚生年金保険の適用事業所となる予定であったが、手続が遅れ、同年5月から適用事業所となった。このため、申立人の新会社C社における厚生年金保険の被保険者資格取得日も同年5月1日となったことから、同年4月の同保険料については、申立人の給与から控除しなかった。」との回答があった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月25日

平成12年4月から17年3月まで、A社にB職長として勤務した。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況を確認したところ、平成16年3月に支給された役員報酬（賞与）について、記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成16年3月25日に支給された役員報酬に係る報酬明細書から、申立人は、60万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月31日から同年6月1日まで

平成6年1月5日にB社（当時はC社）へ入社し、12年11月24日に同社を退職するまで勤務していた。

平成9年1月に同社の子会社であるA社に代表取締役として異動し、10年6月に親会社のB社に戻った。

厚生年金保険の加入状況について確認したところ、子会社のA社から親会社のB社に異動となった時期の加入記録が無かった。

申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の同僚の供述及び申立人の従事業務に関する具体的な供述内容から判断すると、申立人がB社及び同社の関連会社であるA社に継続して勤務し（平成10年6月1日にB社の関連会社であるA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成10年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の関係資料が無いため不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を平成10年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格

喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年5月の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社本店における資格取得日は昭和45年8月4日、資格喪失日は同年10月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、4万5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和37年10月から38年12月まで
② 昭和45年1月1日から46年12月31日まで

申立期間①については、昭和37年秋ごろ、B社に採用され1年から1年半程度勤務して、まじめな勤務態度に事業主から評価してもらったことを記憶している。

申立期間②については、C商業施設の中にあつたD社直営のE店で働いていた期間で、当時の給与袋が1枚ある。

両期間とも、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和45年8月4日から同年10月1日までの期間について、A社本店（C商業施設の中にあつたD社直営のE店）に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の旧姓と同姓同名で生年月日が相違する厚生年金保険記号番号の被保険者（「昭和18年*月*日」生まれが「昭和19年*月*日」生まれとなっている。）が記録されていることが確認できる。

また、当該記録は、申立人の基礎年金番号と相違していることからオンライン記録には収録されていないが、i) 申立人が提出した昭和45年9月分の給与袋（写し）に記載されている名前と、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている名前が一致していること、ii) 前述の給与袋（写し）には、「F社」及び「D社本社」の名称が印刷されており、

D社では「当社の関連会社の給与袋である可能性が高い。」と回答していること、iii) D社の関連事業所であり、申立期間②当時、厚生年金保険の適用事業所であったD社G支店において被保険者資格を取得しH業務を職種としていた者は「申立期間②当時、C商業施設の中にD社直営のE店は間違いなくあった。」と供述しており、申立人の申立内容と一致することから判断すると、当該記録は申立人に係る厚生年金保険被保険者記録であると推認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社本店において、厚生年金保険被保険者の資格を昭和45年8月4日に取得し、同年10月1日に同資格を喪失した旨を、社会保険事務所(当時)に届け出たことが認められる。

なお、申立人の当該期間における標準報酬月額については、今回統合する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

2 申立期間②のうち、昭和45年8月4日から同年10月1日までを除く期間について、オンライン記録によると、申立期間②当時、G市及びI市内で厚生年金保険の適用事業所であったD社の関連事業所は、前述1のA社本店を含め5事業所あることが確認できるが、前述1の期間を除き、これら5事業所において申立人が厚生年金保険被保険者であった記録は無い上、昭和63年に、D社の関連事業所等のうち、J部門の事業所を統合し、設立されたK社でも「昭和54年以前の資料は保管していないため、申立期間②当時の申立人の勤務状況等については不明である。」と回答していることから、申立人の当該期間における勤務状況等について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた唯一の同僚は、オンライン記録によると、申立期間②当時にこれら5事業所において厚生年金保険被保険者であった記録は無い。

さらに、オンライン記録により、申立期間②当時にこれら5事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得しており、所在が確認できた者15人に照会したところ、6人から回答があったが、全員、申立人に関する記憶は無く、申立人の当該期間における勤務状況等について確認することができない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間①について、B社の元事業主の妻が申立人について記憶がある旨

供述していること、及び申立人が名前を挙げた同僚3人のいずれも、期間は異なるものの、当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることがオンライン記録により確認できることから判断すると、申立人は、期間の特定はできないものの、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和41年2月1日であり、申立期間①当時は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚3人について、オンライン記録により、公的年金の被保険者資格の取得状況等を確認したところ、i)二人は当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和41年2月1日に、他の一人は44年4月1日に、それぞれ当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していること、ii)3人のうち2人は、申立期間①当時に公的年金の被保険者であった記録は無く、ほかの一人は、申立期間①を含む昭和36年4月から41年1月までの間は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことが確認できる上、申立期間①当時に公的年金の被保険者であった記録が無い同僚は、「昭和33年4月ごろから59年8月まで当該事業所に勤務していたが、厚生年金保険に加入したのは41年2月からであり、それ以前は厚生年金保険料を給与から控除されていなかったと思う。」と供述している。

さらに、前述の同僚3人、及びオンライン記録により昭和41年2月1日に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚1人の合計4人に対し、申立人の申立期間①当時ににおける勤務状況等を照会したところ、二人から回答があったが、いずれも申立人が申立期間①当時に当該事業所において、厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできなかった。

加えて、オンライン記録によると、当該事業所は平成5年2月28日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、元事業主は既に死亡している上、元事業主の妻からも申立人が当該事業所に勤務していたこと以外の供述を得ることはできなかった。

その上、申立期間①について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における申立人の被保険者記録のうち、申立期間②に係る資格喪失日（昭和29年10月20日）及び資格取得日（昭和30年7月1日）を取り消し、申立期間②の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年1月5日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

さらに、申立人は、申立期間④の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間④の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③及び④の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年5月1日から同年6月20日まで
② 昭和29年10月20日から30年7月1日まで
③ 昭和42年12月1日から43年1月5日まで
④ 昭和43年4月1日から同年5月1日まで

昭和29年5月1日にA社に入社してから平成7年8月9日に退職するまで、継続して勤務していたが、すべての申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 A社C本社から提出のあった2種類の在籍証明書(1通は入社日及び退社日を記録したもの、ほかの1通は所属支店ごとの勤務期間を記録したもの)、退職金支出書(支払票)の控え(写し)、及び申立人から提出のあった履歴書(A社本社が作成した人事記録から申立人が作成したもの)から判断すると、申立人は、すべての申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。
- 2 申立期間②について、申立人は、A社B支店において昭和29年6月20日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年10月20日に資格を喪失後、30年7月1日に当該事業所において再度資格を取得しており、29年10月20日から30年7月1日までの申立期間②の被保険者記録が無いことがオンライン記録により確認できる。

しかしながら、申立人から提出のあった前述の履歴書によると、申立人は申立期間②当時、D市内のE作業所で勤務していたことが確認できるとともに、「申立期間②当時、業務内容や身分が変わったことは無かった。」と供述しているところ、i) A社本社から提出のあった前述の在籍証明書のうち、申立人に係る所属支店ごとの勤務期間を記録した在籍証明書には「昭和29年5月1日から34年1月までB支店管轄作業所勤務」と記載されていること、ii) オンライン記録により、申立人は、申立期間②前後に同社B支店において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることを踏まえると、申立期間②のみ厚生年金保険の被保険者資格が無いことは不自然である。

また、オンライン記録により、申立期間②に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得している者は15人(申立人を除く。)いることが確認できるが、全員、申立期間②及びその前後の期間において、厚生年金保険の加入に空白期間の無いことが確認できる上、このうちの一人は「申立人とは、昭和29年10月の約1か月間、F事業で一緒に勤務した。申立人とは職種が違うため、この事業が終わると別の作業所に移ったが、社員は全員、厚生年金保険に加入していた。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がA社B支店に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における昭和29年9月及び30年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どお

りの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立期間②に係る保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③について、前述1の資料のほか、申立人の雇用保険の加入記録及びG国民健康保険組合の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和43年1月5日にA社B支店から同社C本社に異動)、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における昭和42年11月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 4 申立期間④について、前述1の資料のほか、申立人の雇用保険の加入記録及びG国民健康保険組合の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和43年4月1日にA社C本社から同社B支店に異動)、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間④の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における昭和43年5月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 5 申立期間①について、オンライン記録により、申立期間①及びその前後の期間にA社B支店において厚生年金保険被保険者資格を取得していたことが確認できる同僚等19人に照会したところ、17人から回答があり、このう

ち9人は自身が記憶している入社日と当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日が1か月から3年10か月相違しており、職種も一律でないことが確認できる。

また、前述の同僚17人のうち1人は「申立人と同じ時期に、臨時職員として入社したが、厚生年金保険の被保険者資格取得は、入社後1か月経過してからであり、この間は厚生年金保険料も控除されていなかった。」と供述しており、同人の記憶している入社時期と、厚生年金保険被保険者資格の取得時期が一致していないことがオンライン記録により確認できる。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月26日から同年8月26日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月26日、資格喪失日に係る記録を同年8月26日とし、当該期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月ごろから52年8月26日まで
昭和51年4月ごろにA社B支社に入社し、52年8月まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。
間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた当時のA社B支社長は「申立人と1年程度一緒に勤務したと思う。」と供述しており、別の同僚は「昭和51年9月ごろに当該事業所に入社し、52年6月に退社するまで申立人と一緒に勤務した。」と供述している上、申立人の当該事業所における昭和52年4月26日から同年8月25日まで雇用保険の被保険者記録が確認できることから判断すると、入社時期の特定はできないものの、申立人が申立期間中に当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、前述の支社長は「給与及び社会保険事務は本社で行っていたが、採用はB支社で行っており、男性は正社員しか採用しておらず、試用期間は設けていたものの、社員全員が厚生年金保険に加入していたと思う。」と供述しているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が名前を挙げた同僚7人は厚生年金保険の加入記録が確認できる上、

複数の同僚が記憶する当時の同社B支社の男性社員11人は、いずれも厚生年金保険の被保険者であることから、当時、同社B支社のほぼすべての男性社員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚及びオンライン記録により申立期間に当該事業所において厚生年金保険の加入記録のある同僚で入社時期の供述を得られた5人は、入社時の2か月から6か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、試用期間があったことが確認でき、また、申立人の入社時期も特定できないが、当時の事業主及び前述の支社長は「少なくとも雇用保険に加入している期間は厚生年金保険にも加入していたと思う。」としていることから、申立人の当該事業所における雇用保険の被保険者期間には厚生年金保険の被保険者であったと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち昭和52年4月26日から同年8月26日（離職日の翌日）までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、申立人と同年代の同僚に係る当該事業所における社会保険事務所（当時）の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により当該事業所は昭和55年12月26日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も不明と供述しているが、当該事業所に係る被保険者名簿の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主が当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和51年4月から52年4月26日までの期間については、オンライン記録によると、当該事業所は55年12月26日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主も資料は保存していないとしていることから、申立人の当該期間における勤務実態等について関連資料を得ることができない。

また、上記のとおり当時の事業主及び前述の支社長の供述から、当該事業所では雇用保険の被保険者期間には厚生年金保険にも加入させていたと認められるものの、当該期間における申立人に係る雇用保険の被保険者記録は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月19日は112万4,000円、16年6月30日は95万円及び同年12月15日は114万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日
② 平成16年6月30日
③ 平成16年12月15日

平成15年12月19日、16年6月30日及び同年12月15日に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について社会保険事務所(当時)に届出を行っておらず、保険料として納付されていないので、これら賞与が給付に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された一時金明細票の写し及び事業主の供述により、申立人は、平成15年12月19日、16年6月30日及び同年12月15日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除してい

たと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間に係る標準賞与額については、一時金明細票における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は112万4,000円、申立期間②は95万円、申立期間③は114万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 1777

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月19日は80万8,000円、16年6月15日は81万円、同年10月15日は11万2,000円及び同年12月15日は97万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日
② 平成16年6月15日
③ 平成16年10月15日
④ 平成16年12月15日

平成15年12月19日、16年6月15日、同年10月15日及び同年12月15日に支給のあった賞与等から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与等について社会保険事務所（当時）に届出を行っておらず、保険料として納付されていないので、当該賞与等が給付に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された一時金明細票の写し及び事業主の供述により、申立人は、平成15年12月19日、16年6月15日、同年10月15日及び同年12月15日にA社から賞与等の支払を受け、当該賞与等に係る厚生年金保険料を事業主により賞与等から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間に係る標準賞与額については、一時金明細票における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 80 万 8,000 円、申立期間②は 81 万円、申立期間③は 11 万 2,000 円、申立期間④は 97 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 1778

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和46年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月1日から同年9月1日まで

昭和46年4月1日にD社（現在は、C社）に入社し、A社B工場の操業準備に従事した。継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する源泉徴収票及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間においてA社B工場に勤務していたことが認められる。

また、C社に照会したところ、「申立人は、雇用契約書によると昭和46年4月1日に当社に採用された工場勤務の正社員であり、当社のOB会にも所属している。A社B工場は当社の子会社工場であり、申立人との雇用契約は当社と継続していた。」と回答している。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同じく昭和46年8月1日にE社F本店（現在は、C社）において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年9月1日にA社B工場において同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる複数の者は、「申立期間は、申立人と一緒にB工場に勤務しており、勤務の中断は無かった。D社では入社と同時に厚生年金保険に加入していた。」と述べており、このうち一人が所持している申立期間当時の給与明細書によると、申立期間において、給与から厚生年金保険料が控

除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る昭和46年9月の社会保険事務所(当時)の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和46年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月1日から同年9月1日まで

昭和46年4月1日にD社（現在は、C社）に採用になり、子会社のA社B工場で勤務した。継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間においてA社B工場に勤務していたことが認められる。

また、C社に照会したところ、「申立人は、工場勤務の正社員であり、当社のOB会にも所属している。A社B工場は当社の子会社工場であり、申立人との雇用契約は当社と継続していた。」と回答しているところ、当該事業所が保管していた申立人の退職金受給申請書によると、申立人は、昭和46年4月1日に当該事業所に入社し、平成10年6月30日に退職したことが確認できる。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同じく昭和46年8月1日にE社F本店（現在は、C社）において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年9月1日にA社B工場において同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる複数の者は、「申立期間は、申立人と一緒にB工場に勤務しており、勤務の中断は無かった。D社では入社と同時に厚生年金保険に加入していた。」と述べており、このうち一人が所持している申立期間

当時の給与明細書によると、申立期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る昭和46年9月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 1780

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和46年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月1日から同年9月1日まで

昭和46年7月12日にD社（現在は、C社）に採用になり、その後、A社B工場で勤務した。継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間においてA社B工場に勤務していたことが認められる。

また、C社に照会したところ、「A社B工場は当社の子会社工場であり、申立人との雇用契約は当社と継続していた。」と回答している。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同じく昭和46年8月1日にE社F本店（現在は、C社）において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年9月1日にA社B工場において同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる複数の者は、「申立期間は、申立人と一緒にB工場に勤務しており、勤務の中断は無かった。D社では入社と同時に厚生年金保険に加入していた。」と述べており、このうち一人が所持している申立期間当時の給与明細書によると、申立期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る昭和46年9月の社会保険事務所(当時)の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成元年1月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を元年1月から2年4月までは30万円、同年5月から同年8月までは34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月12日から2年9月2日まで
申立期間については、B職若しくはC職として乗船していたことが船員手帳に記載されているので、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社の永年勤続者及び功労者が記載された一覧表(平成4年末付け)によると、申立人の入社日は、昭和58年1月6日と記載されており、申立期間以前から当該事業所に在籍していたことが確認できる。

また、申立人が所持する船員手帳の記録によると、申立期間の一部を除き、当該事業所が所有する船舶に、B職又はC職として複数回にわたり乗っていたことが確認できる。

さらに、申立人は一緒に乗船した同僚の名前を記憶していないが、申立人が所持する船員手帳には、申立人が下船後、交替勤務により同じ船舶に乗り組んだ次のB職の名前が記載されており、このうち所在が確認できた5人に照会したところ、回答があった3人全員が、「当該事業所での勤務期間は、すべて船員保険に加入している。」と述べている上、このうちの二人は、「当該事業所では、雇入期間によって船員保険に加入しないことは無かった。」と述べている。

加えて、i) 前述のB職のうち二人が所持する船員手帳の記録によると、それぞれ確認できる乗船期間の前後の期間においても、当該事業所において長期間にわたり継続して船員保険の被保険者であったことがオンライン記録により確認できること、ii) オンライン記録によると、申立人は申立期間以前にも

当該事業所において船員保険の被保険者であった期間が2度存在するが、申立人が所持する船員手帳の記録により確認できる複数の下船期間中においても同保険の被保険者であったことが確認できること、iii) 申立人は、「下船期間中は有給休暇として処理されており、その間も給与は支給されていた。」と述べていることから判断すると、当時、当該事業所では、下船期間中においても船員保険の被保険者資格を喪失させない取扱いであったことが認められる。

その上、オンライン記録によると、申立人は、申立期間の平成2年9月2日に当該事業所において船員保険の被保険者資格を再取得しているが、申立人が所持する船員手帳の記載により、その時点で乗船していたことが確認できる船舶の雇入年月日は、同年5月23日であることが確認でき、乗船期間の途中で同保険の被保険者資格を取得しているのは不自然である。

なお、申立人が所持する船員手帳の記録により、申立期間の一部について、申立人がB職として乗っていたD船（平成元年1月12日雇入、同年2月3日雇止）の船舶所有者はE社であることが確認できるが、申立人は、「D船に乗っていた期間も、A社に所属していた。」と述べているところ、当該船舶に申立人の次のB職として乗船した前述の者についても、当該乗船期間はA社において船員保険の被保険者となっていることが確認できる。

また、申立人が所持する船員手帳の記録により、申立期間のうち、F船（平成2年2月10日雇入、同年2月27日雇止）及びG船（平成2年3月11日雇入、同年3月25日雇止）に乗っていた期間については、申立人はB職ではなくC職であったことが確認できるが、申立人が申立期間以前に当該事業所において船員保険の被保険者であった期間のうち、H船（昭和59年2月17日雇入、同年3月15日雇止）に乗っていた期間については、申立人はI職であったことが確認できることから、当該事業所においては、職務によって同保険に加入させない取扱いであったことを認めるに足る事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和63年11月及び平成2年9月の社会保険事務所（当時）の記録及び同僚のB職の標準報酬月額の推移により、平成元年1月から2年4月までは30万円、同年5月から同年8月までは34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料は処分されているため確認できないと回答しているが、当該事業所が保管する申立人に係る船員保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写しによると、申立人の資格取得日を平成2年9月2日と届け出たことが確認できることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成元年1月から2年8月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和32年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年12月1日から33年4月1日まで
② 昭和33年5月1日から同年6月20日まで

A社には、C業務に従事するために入社した。冬の寒い時期であったので良く覚えているが、社会保険事務所（当時）の記録では、厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和33年4月1日となっており、1か月の加入期間しかない。申立期間①及び②については、当該事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人のA社に入社した時期や経緯についての詳細な記憶及び当該事業所に勤務していた複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間①において、当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、申立期間①当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、所在が確認できた6人に照会したところ、回答があった4人のうち3人は、「当該事業所には試用期間は無く、厚生年金保険には入社後すぐに加入した。」と述べているとともに、自身の記憶する入社日と当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日はそれぞれ一致している。

さらに、申立人及び前述の同僚は、「当該事業所の従業員は10人ほどであった。」と述べているところ、オンライン記録によると、申立期間①当時、

当該事業所の厚生年金保険被保険者数は 11 人であることが確認できることから判断すると、申立期間①当時、当該事業所では、勤務するすべての従業員を同保険に加入させていたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の当該事業所に係る昭和 33 年 4 月の社会保険事務所の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、申立人は、「当該事業所の退職日の記憶は曖昧である。退職したのは 6 月ではなく、もう少し前の 5 月であったかもしれない。」と述べている。

また、複数の同僚が、「申立人の勤務期間は 6 か月程度であった。」と述べているものの、申立人の退職日及び申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる具体的な供述を得ることはできない。

さらに、B 社に照会したが、当時の資料はすべて廃棄済みであると回答しており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間②における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険の資格喪失日は昭和 33 年 5 月 1 日と記載されており、訂正等の不自然な点はみられない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和60年4月1日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を58年5月から同年9月までは30万円、同年10月から60年3月までは32万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年1月から54年3月1日まで
② 昭和54年10月7日から同年12月まで
③ 昭和58年5月1日から60年4月1日まで

申立期間①及び②は、昭和53年1月から54年12月まで、親友が経営するB社の経営立て直しのため、自分が経営していたC社を退社して、役員として勤務していたが、両申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間③は、昭和56年12月から60年4月までA社に勤務していたが、当該期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。同社においては、D支店ではE支店開設準備責任者、E支店では初代支店長として勤務していた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、申立人が、A社E支店の開設準備担当であり、A社E支店においても一緒に勤務していたとする複数の同僚が、「申立人は、A社D支店においてはE支店長候補であり、E支店に異動してからは同支店の支店長であった。」と供述している上、このうち一人は、「自分がA社E支

店から同社D支店に異動した昭和60年3月末まで、申立人と一緒に勤務していた。」と供述しているほか、他の一人は、「自分がA社E支店を退職する昭和60年2月末まで、申立人と一緒に勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人が申立期間③においてA社E支店に勤務していたことが推認できる。

また、申立人がA社E支店の開設準備担当であり、同支店において一緒に勤務していたとする同僚3人は、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、いずれも、申立期間③において継続して同保険の被保険者であったことが確認できる。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間③においてA社本社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者から提出のあった昭和57年12月1日現在の同社の社員名簿によって、同社E支店勤務であったことが確認できる申立人以外の二人（前述の3人のうち2人。他の一人はD支店からの長期出張者。）は、いずれも、当該時点において同社本社で同保険の被保険者であったことが確認できるほか、同名簿により同社の他の支社又は営業所に勤務していたことが確認できる者についても、当該時点において同社本社で同保険の被保険者であったことが確認できることを踏まえると、当時、同社では、同社の支店又は営業所に勤務する者について、同社本社で同保険の被保険者とする取扱いであったと考えるのが妥当である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間③において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和58年4月の社会保険事務所（当時）の記録、及び申立人とほぼ同年齢の同僚の58年5月から60年3月までの社会保険事務所の記録から、58年5月から同年9月までは30万円、同年10月から60年3月までは32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、オンライン記録によると、当該事業所は平成15年1月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主からも回答が得られないが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録を行わないとは考え難いことから、事業主が昭和58年5月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月から60年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当し

た場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①については、商業登記簿謄本の記録により、申立人が昭和 53 年 1 月 31 日に B 社の取締役就任し、54 年 10 月 6 日に辞任するまで同社の取締役であったことが確認できる上、当該期間中に開設された同社支店の開設経緯に係る供述が具体的であることから判断すると、申立人が、当該期間において当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人が当該事業所の経理事務担当者であったとする者二人のうち、一人は既に死亡しているほか、他の一人に照会したものの回答は得られず、両人から申立人の申立期間①における当該事業所での厚生年金保険の加入状況について確認することはできなかった。

また、オンライン記録により、申立期間①及び②前後に B 社及び関連会社の F 社又は G 社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者 7 人に照会したところ、このうち申立人が挙げた経理事務担当者とともに社会保険事務を担当していたとの供述が得られた者一人は、「申立人については記憶が無い。」と供述しており、申立人が申立期間①において当該事業所で厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人が、申立期間①の大半の期間を含む昭和 52 年 2 月 1 日から 54 年 2 月 25 日までの期間において、申立人の前職であった C 社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

加えて、B 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票にも、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の申立期間①における当該事業所に係る加入記録は無いほか、申立期間①について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、申立人は、「C 社に勤務しながら、B 社にも勤務し、両社から給与を支給され、厚生年金保険料も控除されていた。」と主張するが、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 105 号）第 24 条第 2 項の規定によれば、「同時に二以上の事業所で報酬を受ける被保険者について報酬月額を算定する場合は、各事業所について、第 21 条第 1 項（定時決定）、第 22 条第 1 項（資格取得時の決定）、第 23 条第 1 項（随時改定）若しくは前条第 1 項（育児休業等終了時の改定）又は前項（保険者算定）の規定によって算定した額の合算額をその者の報酬月額とする。」と規定されている一方で、報酬月額に基づく標準報酬月額については、同法第 20 条によりその限度額である最高等級

が定められているところ、健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人がC社において同保険の被保険者であった期間の標準報酬月額、当時の厚生年金保険の標準報酬月額の最高等級である32万円であったことが確認できることから、仮に、申立人が当該期間においてB社から報酬の支払いを受け、当該報酬から同保険料を控除されていたとしても、上記のとおり当該報酬月額は合算されるものの、標準報酬月額はC社において記録されている当時の最高等級である32万円のままであり、申立人の保険給付に反映されることは無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間②については、B社の事業主であった者に照会したものの、「申立人は確かに在籍していたが、当時の資料は廃棄済みのため、勤務期間や厚生年金保険の適用状況については分からない。」と回答しており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況を裏付ける供述や資料は得られなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚4人のうち生存及び所在が確認された者3人に照会したものの、回答があった二人から、申立人が申立期間②において当該事業所に勤務していたことを裏付ける供述は得られなかった。

さらに、商業登記簿謄本の記録によれば、申立人が昭和54年10月6日にB社の取締役を辞任したことが確認できるほか、申立人が当該事業所の整理を担当したとする弁護士に照会したところ、「申立人は、F社において昭和54年10月まで勤務していたことは承知しているが、それ以降の勤務状況については分からない。」と回答している上、同人が保管するF社の財務計算書(昭和53年12月1日から54年11月30日までの事業年度に係るもの)によれば、申立人に係る「役員報酬手当等の内訳」欄において「10月6日退職」と記載されていることが確認でき、これらはいずれも、申立人のF社に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日と合致する。

加えて、オンライン記録により、両申立期間前後にB社、F社又はG社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者7人に照会したところ、このうち申立人について記憶があるとの供述が得られた二人からも、申立人の勤務期間に係る具体的な供述は得られず、ほかに申立人が申立期間②において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の申立期間②における当該事業所に係る加入記録は無い。

なお、申立期間②について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B営業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和43年3月25日、資格喪失日は44年6月20日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和43年3月から同年9月までは2万円、同年10月から44年5月までは2万4,000円とすることが妥当である。

また、申立人のC社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和44年8月11日、資格喪失日は46年4月10日であると認められることから、当該期間における取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和44年8月から45年7月までは1万8,000円、同年8月から46年3月までは2万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月から44年ごろまで
② 昭和44年ごろから46年4月ごろまで

申立期間①は、高等学校在学中にD社で採用試験を受けて昭和43年3月に入社し、44年ごろまで勤務したが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。同社では、E業務等に従事していた。

申立期間②は、D社を退社した後、時期ははっきりと記憶していないもののC社に入社し、昭和46年4月ごろまで勤務していたと思うが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同姓同名、かつ、同じ生年月日の者が、A社B営業所において昭和43

年3月25日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、44年6月20日に資格喪失した記録が確認できる。

また、オンライン記録によれば、当該記録は基礎年金番号に未統合の記録となっているが、健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の生年月日は「昭和24年*月*日」と正しく記載されていることが確認できる一方で、オンライン記録においては、「昭和24年*月*日」と記録されていることから、社会保険庁（当時）が申立人の年金記録をオンライン入力する際に、生年月日を誤って入力したことにより、当該記録が未統合となったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社B営業所において厚生年金保険被保険者資格を昭和43年3月25日に取得し、44年6月20日に喪失した旨の届出を行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所に係る社会保険事務所（当時）の記録から、昭和43年3月から同年9月までは2万円、同年10月から44年5月までは2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人は、「申立期間①はD社に勤務した。」と主張するが、i) 雇用保険の被保険者記録によれば、申立人が、A社B営業所に係るものと推認される昭和43年3月25日に資格取得し、44年6月19日に離職した記録が確認でき、これは、健康保険厚生年金保険被保険者原票で確認できる厚生年金保険の加入期間と合致すること、ii) オンライン記録により、申立人が申立期間①において一緒に勤務していたと主張する同僚のうち、F職長であったとする者も、申立期間①においてA社B営業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できること、iii) 事業所索引簿により、A社B営業所の所在地が、D社F支店の所在地と同一であることが確認できることを踏まえると、申立人は、申立期間①においてD社で雇用されていたものではなく、同社の下請け等であったA社B営業所で雇用されていたものと考えるのが妥当である。

2 申立期間②については、健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同姓同名、かつ、同じ生年月日の者が、C社において昭和44年8月11日に資格取得し、46年4月10日に資格喪失した記録が確認できる。

また、オンライン記録によれば、当該記録は基礎年金番号に未統合の記録となっているが、健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の生年月日は、「昭和24年*月*日」と正しく記載されていることが確認できる一方で、オンライン記録においては、「昭和24年*月*日」と記録されていることから、社会保険庁が申立人の年金記録をオンライン入力する際に、生年月日を誤って入力したことにより、当該記録が未統合となったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がC社において厚生年金

保険被保険者資格を昭和44年8月11日に取得し、46年4月10日に喪失した旨の届出を行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のC社に係る社会保険事務所の記録から、昭和44年8月から45年7月までは1万8,000円、同年8月から46年3月までは2万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月1日から同年5月1日まで

昭和40年4月から平成19年3月までA社に継続して勤務し、昭和47年4月1日に同社C支店から同社B支店に転勤したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する職務経歴書、A社が保管する人事台帳及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和47年4月1日にA社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和47年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、この一方で、「申立人については、当社で調査を行った結果、申立人の同社同支店側の事務手続のミスであったことが判明したため、平成19年に申立人が退職する際に、欠落した1か月分の厚生年金保険給付額に相当する金額を一時金として補償することで申立人と合意し、

同年7月に支払った。」と供述している上、事業主が保管するA社B支店の厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の同支店における資格取得日は昭和47年5月1日と記載されていることが確認できることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和53年3月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月17日から同年4月1日まで

昭和43年4月から平成21年5月までA社に継続して勤務し、昭和53年3月16日に同社C営業所から同社本社に転勤したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間の給与明細書を保管しており、厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する申立期間の給与明細書、B社が保管する人事記録及び雇用保険の被保険者記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和53年3月16日にA社C営業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管する昭和53年3月分の給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額、及び申立人のA社本社に係る昭和53年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、給与明細書により申立期間の厚生年金保険料を申立人の給与から控除したことが確認できることから、社会保険事務所にも納付し

たはずであると主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和34年5月1日、同資格喪失日に係る記録を35年1月10日とし、申立期間①の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和35年5月10日、同資格喪失日に係る記録を36年1月14日とし、申立期間②の標準報酬月額を、35年5月から同年9月までは2万円、同年10月から同年12月までは2万8,000円とすることが必要である。

申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和36年5月10日、同資格喪失日に係る記録を同年12月15日とし、申立期間③の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係るすべての申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和34年5月1日から35年1月10日まで
② 昭和35年5月10日から36年1月14日まで
③ 昭和36年5月10日から同年12月15日まで

昭和32年から37年までの毎年、夏期間において、A社でB業務責任者として勤務した。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、入社当初の昭和32年5月1日から34年1月1日までの期間については、加入記録が確認できたが、申立期間については加入記録が確認できなかった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び申立人のA社の退職時期に関する具体的な供述内容から判断すると、申立人がすべての申立期間において、当該事業所でB業務責任者として勤務していたことが認められる。

また、申立期間①、②及び③当時、当該事業所において経理事務を担当していた同僚は、「従業員は、B業務責任者を務める期間雇用の従業員と日雇の従業員がいた。このうち、B業務責任者の期間雇用の従業員は、全員、厚生年金保険に加入し、日雇の従業員は、日雇健康保険に加入していた。申立人は、入社当初からB業務責任者の従業員として採用されており、年度によって勤務形態及び業務内容に変更は無く、在職中は厚生年金保険に加入していた。」と供述している。

さらに、上記同僚が供述した申立期間①、②及び③当時の当該事業所の日雇の従業員を除いた従業員数と、社会保険事務所（当時）の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、申立期間①、②及び③当時、当該事業所においては、厚生年金保険の加入対象とならない日雇いの従業員を除き、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

加えて、社会保険事務所の記録によると、申立期間①、②及び③当時、当該事業所において、複数の厚生年金保険加入記録がある同僚5人が確認できるが、先の経理事務担当者の供述から、このうち4人は申立人と同じB業務責任者の期間雇用の従業員であったことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①、②及び③の標準報酬月額については、申立人と同じ業務に従事していた同僚に係る社会保険事務所の記録から判断すると、昭和34年5月から同年12月までは1万8,000円、35年5月から同年9月までは2万円、同年10月から同年12月までは2万8,000円、36年5月から同年11月までは3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の書類が残されていないため、これを確認することができないことから不明としているが、すべての申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い上に、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年5月から同年12月までの期間、35年5月から同年

12月までの期間及び36年5月から同年11月までの期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、すべての申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和33年6月20日）及び資格取得日（昭和33年9月21日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年6月20日から同年9月21日まで
A社に在職中、一度も退職や異動はなく、同じ工場で同じ業務に従事していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落していた。
年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録では、当該事業所において昭和31年10月30日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、33年6月20日に資格を喪失後、同年9月21日に同社において再度資格を取得しており、同年6月から同年8月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚は、「申立人はA社が倒産するまで継続して勤務し、その後、B社に就職した。A社が倒産した際、B社では社員を何人か引き取ってくれたが、申立人はそのうちの一人である。申立人はC業務等を担当し、申立期間の前後で勤務形態及び業務内容に変更は無かった。」と供述している上、オンライン記録によると、当該同僚は、申立期間において厚生年金保険の加入記録が継続していることが確認できる。

さらに、当該事業所の代表取締役の弟で、申立期間当時、当該事業所の取締役であった同僚は、「申立人は、昭和 33 年 6 月 20 日と同年 11 月 20 日の 2 度、当社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、このうち、2 度目の被保険者資格の喪失は、会社閉鎖によるものである。会社閉鎖前に社員の厚生年金保険の被保険者資格を喪失させるような取扱いは無かったと思う。」と供述している。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間前後に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚 176 人について、継続して勤務している途中の期間に厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる取扱いがあったことをうかがわせる事情は見当たらず、このことは、先の取締役であった同僚の供述と符合する。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 33 年 5 月及び同年 9 月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の関係資料が無いことから不明としているが、事業主から申立人に係る厚生年金被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 33 年 6 月から同年 8 月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道国民年金 事案 1448

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から41年3月まで

私は、申立期間当時、A市役所B局に勤務していたが、社会保険に加入していなかったため、個人で国民年金に加入した記憶がある。

昭和36年ごろに、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、保険料は同市役所の窓口で納付していたはずである。

A市内に同姓同名の人がいて、郵便物等が間違われたことがあるので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所で昭和36年ごろに国民年金に加入する手続きをし、申立期間の保険料を納付していたとするが、申立人が初めて被保険者資格を取得したのは、平成15年3月14日の任意加入であることが確認できることから、申立期間については国民年金には加入していなかったと考えられ、制度上申立人は国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人と同姓同名の者の存在は確認できたが、その者は、申立期間当時、未成年者であり、成人を対象としている国民年金においては、申立人との混同による納付記録の間違いなどの可能性は無かったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の保険料納付に係る記憶も明確でないことから、申立期間当時の状況は不明である。

加えて、申立人についての国民年金手帳記号番号払出簿、被保険者台帳及びA市の被保険者名簿を調査しても該当が無く、ほかに申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1449

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から46年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から46年10月まで

私は、国民年金制度が創設されたので、将来的に良いことと思い加入した。

申立期間の保険料は、2か月か3か月ごとに、国民年金推進員の方が集金に来た際に、国民年金手帳の升目に証紙か印紙をはって、印を押してもらうことで納付したはずである。

当時の年金手帳は、現在の後期高齢者医療保険者証ぐらいの大きさで、黄土色（ベージュ系）であったが、現在持っていない。

申立期間の国民年金保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立期間の保険料は、集金に来ていたA市の国民年金推進員に印紙検認方式により納付したとする申立人の供述は、当時の隣人の記憶によるものであり、申立人自身は納付金額や納付場所等に係る記憶が無く、保険料の納付状況は不明である。

また、A市が戸別徴収による国民年金保険料の収納業務を開始した時期は、昭和39年10月であることから、申立期間のうち37年4月から39年9月までの期間について、申立人は、集金人へ保険料を納付することはできない期間である。

さらに、A市では、申立人が納付したと主張する推進員が実際にいた事実が確認できるものの、同推進員が収納業務に従事していた期間は、昭和41年4月から42年4月までの期間及び44年9月から55年7月までの期間であるとしており、申立人が提出した隣人の国民年金領収書からも、47年5月及び50年2月に同推進員が申立人の居住地で国民年金保険料の収納事務を行って

たことが確認できるが、残りの期間については申立人の居住地域を担当していた推進員がだれであったかは不明である上、41年4月から42年4月までの期間については、同推進員の担当地区は申立人の居住地ではなく、申立人の主張には不合理な点がある。

加えて、申立人はA市以外へ転居した形跡は見当たらないが、国民年金制度発足時にA市で払い出された申立人の国民年金手帳記号番号についての特殊台帳（マイクロフィルム）は、申立人の住所をB市として、平成21年に同手帳記号番号が基礎年金番号へ統合されるまで、C社会保険事務所（当時）へ移管されていたことが確認できることから、申立人が同手帳記号番号で納付していたものとは考え難い。

その上、申立人の別の国民年金手帳記号番号は、昭和46年11月に任意加入により払い出されているため、申立期間の国民年金保険料を納付できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1450

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から56年3月まで

昭和49年10月に夫婦二人で国民年金の加入手続を行い、同年10月28日に二人分の国民年金保険料約1万7,000円をA市B区役所内のC銀行(当時)で納付した。以後、納付書で定期的に夫婦二人分の国民年金保険料を銀行で納付していたが、申立期間について、夫は納付済みであるのに、私だけが未納とされているので、当該期間に係る保険料納付の事実の有無を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人自身が保管する国民年金手帳の「初めて被保険者となった日」が昭和49年10月28日であることを根拠に、国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったと主張するが、国民年金手帳記号番号払出簿等を基に申立人の同手帳記号番号が払い出された時期を調査した結果、払出時期は56年9月と推認でき、申立人の国民年金の被保険者資格は、そのときに加入手続が行われ、さかのぼって取得処理がされたものと考えられることから、当該手続の際には、申立期間の一部は時効により納付できない期間であったと考えられる。

仮に申立期間の保険料を納付していたと考えるためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に対し別の国民年金手帳番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の夫の国民年金手帳記号番号についても、払出時期は昭和51年1月と推認できる上、夫の保険料の納付は50年4月から行われており、昭和49年度は未納期間であることから申立人の主張には信憑性^{しんぴやうせい}が無い。

さらに、申立期間は78か月と長期間である上、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期

間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1451

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から58年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月から58年1月まで

私は、昭和55年6月に家庭の事情で会社を退職し、同年7月ごろから58年1月ごろまで会社に勤務することなく家庭に居たが、55年7月ごろA市B区役所から国民年金の任意加入を勧奨する電話連絡があった。このため、夫の勧めもあり、私自身が同区役所に出向き、国民年金の任意加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、当初は、毎月C銀行B支店（現在は、D銀行E支店）の窓口で、また、昭和56年5月にA市F区G地区に転居してからは、自宅付近を含め様々な金融機関の窓口で、私が納付書に現金を添えて納付したと記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、その周辺被保険者の状況調査により、昭和61年4月ごろと推認でき、そのころ国民年金の加入手続が行われたと考えられるところ、その時点において、申立期間に係る国民年金保険料は時効により納付できない期間であったと考えられる上、仮に申立期間の保険料を納付していたと考えるためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、それをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料の納付について、「昭和55年7月ごろA市B区役所から国民年金の任意加入を勧奨する電話連絡があったことから、同区役所に出向き、私自身が任意加入手続を行い、毎月、私が金融機関の窓口で納付書に現金を添えて納付したと記憶している。」

と供述しているが、申立人が所持している国民年金手帳、A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録のいずれにおいても、申立期間に係る国民年金の被保険者資格取得記録は見当たらないことから、申立人に対して、当該期間に係る国民年金保険料納付書が発行されることはなく、申立人は、納付書により申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から49年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から49年8月まで

私は、昭和42年3月にA市内の高校を卒業し、その後、B町で同年4月から46年3月に結婚するまでの間、実家（商店）の仕事に従事していた。当時は、役場から委託されていた集金人が毎月自宅に来ていたことを記憶している。その当時、同居していた2歳年下の妹は、20歳から国民年金保険料が納付済みであるのに、私は未納とされているが、両親が家族の保険料を集金人に納付する際に、姉妹の一方のみ納付することは考えられない。

また、当時、実家を長期間手伝っていた叔母の保険料も私の両親が負担していたので、私の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

さらに、昭和46年3月に結婚した後は、現在のA市C区役所で定期的に保険料を納付していたような気がするので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間のうち昭和43年6月から46年2月までの保険料の納付については、申立人自身は関与しておらず、既に死亡している申立人の両親が行ってくれていたと主張しているが、当該期間当時、同居していたとする申立人の妹及びその叔母からは、その両親が申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしていたことをうかがわせる具体的な供述は得られなかったことから、当該期間当時の状況については不明である。

また、申立人は、亡くなった両親から申立人の国民年金加入について話を聞いた記憶が無く、昭和46年3月に結婚した際に、国民年金の任意加入手続をした記憶も無いとしている上、B町及びA市が保管する国民年金被保険者名簿には、申立期間に係る申立人の記録が無いほか、申立人が20歳に到達した43

年ごろに別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳により、申立人は昭和49年9月に国民年金被保険者（任意加入）資格を取得したことが確認できる上、オンライン記録も任意加入で一致していることからみて、申立期間は国民年金の未加入期間であったものと推認でき、未加入期間は保険料を納付することができない期間である。

加えて、合算対象期間（カラ期間）とされている昭和46年3月から49年8月までの期間について、A市C区役所で定期的に保険料を納付していたとする申立人の主張は、46年3月当時に同区役所は存在していないことと併せて不自然さがみられる。

その上、口頭意見陳述において、申立人の申立期間に係るB町内及びA市内における当時の生活状況について聴取できたものの、申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる具体的な供述は得られなかった。

そのほか、申立人の両親が申立期間に申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年5月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月から同年10月まで

私は、平成11年の冬ごろ、A市B区役所C階の市民税の窓口において、延滞していた市民税の納付を行った後、D階の国民年金の窓口において、国民年金の加入手続を行うとともに、申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年の冬ごろ、A市B区役所のC階にあった市民税の窓口において、延滞していた市民税を納めた後、D階の国民年金の窓口に行き、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したはずであると主張しているが、同区役所に確認したところ、i) 申立人が延滞していたとみられる市民税は平成9年度の第3期及び第4期であり、その納付年月日は、10年11月11日であること、ii) 当時、市民税の窓口はE階にあり、国民年金の窓口はC階にあったことなどを回答していることから、申立人が主張する内容と一致しておらず、その記憶には曖昧さがみられる。

また、オンライン記録には、申立人に対し平成10年11月に国民年金の加入勧奨が行われた形跡が認められるところ、12年2月には国民年金未適用者一覧表が作成されたことが確認できることから、申立人の国民年金加入手続が行われなかったものと推認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 11 月 1 日から 37 年 4 月 1 日まで
昭和 33 年 11 月から 42 年 3 月まで、A社に勤務した。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況を確認したところ、入社当初の加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった申立人の履歴書の写しから判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和 35 年 9 月から 37 年 3 月までの期間において、当該事業所に臨時職員として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は、当時の関係資料が無いため、申立人の勤務実態等について確認できないとしている上、申立期間当時の経理担当者は、連絡が取れないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できる資料や供述を得ることができない。

また、当該事業所から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者資格確認通知書の写しから、申立人が昭和 37 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、これは当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致する。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚 3 人を含む同僚 15 人に照会したところ、このうち 6 人から回答を得たが、いずれも申立期間当時、正職員であったとしており、臨時職員であったとする同僚は確認できない上、これら同僚から申立人の厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができなかった。ま

た、当該同僚（正職員）は、A社の入社時期と厚生年金保険の記録における資格取得日は一致していると供述している。

加えて、当該事業所から提出のあった前記申立人の履歴書の写しによると、申立人は、申立期間のうち、昭和35年9月から36年3月まで当該事業所に臨時職員として勤務していたことが確認できる上、上記の同僚の供述及び申立人の厚生年金保険の記録における資格取得日から判断すると、当該履歴書は、37年3月29日現在の状況が記載されていることから、申立人は、このころに履歴書を当該事業所に提出し、同年4月1日付けで当該事業所において臨時職員から正職員として採用となり、同時に厚生年金保険被保険者資格を取得したものと推認できる。

その上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1790

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月 22 日から同年 9 月 1 日まで
前職の勤務事業所を退職した翌日にA社に入社した。

これまで、転職に当たって空白期間を設けたことは無く、雇用保険を受給したことも無いので、申立期間に厚生年金保険に加入していたことを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元B職及び元C業務担当者の供述から判断すると、入社日の特定はできないものの、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上述の両人は、「申立期間当時は、1か月間程度の試用期間を設け、試用期間終了後に正社員として採用するとともに、厚生年金保険を適用していた。」と供述している。

また、オンライン記録により、申立期間に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得しており、所在が確認できた申立人の上司二人及び同僚14人の合計16人に照会したところ、8人から回答があったが、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得していたことをうかがわせる供述を得ることはできなかった。

さらに、回答のあった8人中2人は、当該事業所における入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日が異なっていることがオンライン記録により確認することができ、このうちの一人は「昭和57年5月ごろに入社したが、厚生年金保険の加入は同年7月で、この2か月間は試用期間であり、正社員ではなかった期間であったと思う。」と供述している。

加えて、雇用保険の加入記録から、申立人の当該事業所における雇用保険被

保険者資格取得日は昭和 57 年 9 月 1 日であることが確認でき、これは、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日に係るオンライン記録と一致する。

その上、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1791

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から 34 年 7 月 16 日まで
申立期間は、A市B部C課、同市D部、同市E部などで勤務していた期間であるが、厚生年金保険の加入記録が無い。
厚生年金保険に加入していたと思うので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市から提出のあった昭和 33 年度臨時職員辞令簿（写し）、33 年度及び 34 年度臨時職員名簿（写し）の記録から判断すると、申立人は、申立期間に同市の臨時職員として勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人が名前を挙げた唯一の同僚は「当時、臨時職員は、短期の臨時職員と長期の臨時職員に分かれ、長期の臨時職員は厚生年金保険が適用されたと思うが、短期の臨時職員は適用されなかったと思う。私は短期の臨時職員であったため、厚生年金保険の適用は無かった。」と供述しており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該同僚の被保険者資格取得記録が無いことが確認できる。

また、オンライン記録により、申立期間に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得しており、所在が確認できた同僚 6 人に照会したところ、5 人から回答があったが、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

さらに、当該事業所では「保存されていた辞令簿及び名簿から、申立人が臨時職員として申立期間に勤務していたことは確認できるが、厚生年金保険の被保険者であったか否かは、資料が無いため不明である。現在は、長期、短期の区分をしないで臨時職員を採用しているが、厚生年金保険の適用については、2 か月以上勤務する場合に同保険を適用している。」と回答している。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の名前は無く、整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から同年 12 月まで

申立期間は、A商業施設内のB店で、アルバイト従業員として勤務していたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするB店は、A社から紹介されたC商店街振興組合に対する照会結果、申立期間当時A商業施設の中で営業していた商店の関係者に対する照会結果、及びオンライン記録等により、昭和 38 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったD社であることが確認できる。

しかしながら、当該事業所の申立期間当時の事業主は既に死亡しており、現事業主も「申立期間当時の書類は残っておらず、申立人のことは分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間当時における勤務実態等について確認することができない。

また、申立人に同僚の記憶が無く、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していたことが確認できる 8 人のうち、所在が確認できた 5 人に対して照会したところ、回答のあった 4 人は、いずれも「申立人の記憶は無い。」と供述していることから、申立人の申立期間における当該事業所での勤務状況等について確認することができない。

さらに、申立人は「アルバイト従業員として勤務していた。」と供述しているところ、上述の 4 人のうち、申立期間当時、当該事業所において専務取締役であった者は「申立期間当時、厚生年金保険には正社員のみを加入させ、アルバイト従業員は加入させていなかった。」と供述している。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号 1

番（昭和 38 年 11 月 1 日取得者）から 9 番（昭和 42 年 5 月 1 日取得者）までの中に申立人の名前は無く、欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、雇用保険の加入記録においても、当該事業所に係る申立人の記録は存在しない。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 3 月 21 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 55 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日まで

昭和 51 年 11 月 1 日から 55 年 5 月末まで A 社に勤務した。また、55 年 9 月 22 日から同年 11 月末まで B 社 C 店に勤務した。しかし、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

間違いなく勤務していたので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当時の取締役及び複数の同僚は「昭和 53 年 3 月ごろ、A 社は事実上倒産したが、関連会社の D 社（適用事業所名称は、E 社）の支援を受けて申立人を含む数人が継続して A 社の業務に従事していた。」と供述するものの、申立人の両事業所に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人のほかにも同僚 3 人が、A 社において昭和 53 年 3 月 21 日に被保険者資格を喪失後、同年 5 月 1 日に D 社において被保険者資格を取得していることが確認できるところ、当該 3 人からは、厚生年金保険の加入記録が確認できない期間の給与の支給及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述が得られない上、申立人の D 社における厚生年金保険の被保険者資格の取得は同年 6 月 1 日であり、申立人の厚生年金保険の適用状況は当該 3 人とは一致していない。

さらに、オンライン記録によると、A 社は昭和 53 年 3 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同社は申立期間①は厚生年金

保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、D社も59年12月28日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、両事業所の当時の事業主はいずれも死亡していることから、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について関連資料等を得ることができない。

加えて、A社の当時の取締役は「当時、給与等の支払いが滞っていた。当時の資料は保存しておらず、社会保険事務を委託していた税理士も既に死亡している。D社に引き継いだ従業員の同社における雇用実態及び厚生年金保険の適用状況についても分からない。」と供述している上、D社の当時の事務担当者も「当時、申立人を含むA社の社員数人が当社に移ってきたが、当時の資料は無く、厚生年金保険の適用状況についての記憶も無い。」と供述している。

その上、申立人が申立期間①に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

- 2 申立期間②について、複数の同僚は、申立人がB社C店に勤務していたとするものの、申立人の退職時期について具体的な記憶が無い上、雇用保険被保険者記録によると、申立人は昭和55年9月22日に雇用保険の被保険者資格を取得し、同年11月29日に離職した記録となっており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における厚生年金保険の被保険者資格の取得日及び喪失日（離職日の翌日）と一致している。

また、オンライン記録によると、当該事業所は昭和61年1月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業を継承するB社においても、当時の資料は保存されていないとしていることから、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について関連資料を得ることができない。

さらに、申立人が保管する当該事業所における給与明細書には、昭和55年9月分及び同年10月分の厚生年金保険料の控除額が記載されている一方、同年11月分の給与明細書には同月分の厚生年金保険料の控除額が記載されていない。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1794

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日が、平成 19 年 3 月 31 日となっている。A社には、同年 3 月 31 日まで在籍していたので、厚生年金保険の被保険者資格喪失日を同年 4 月 1 日とし、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に平成 19 年 3 月 31 日まで勤務していたため、同年 4 月 1 日が正しい厚生年金保険被保険者資格喪失日であると主張している上、申立人が事業主に提出したとされる退職届には、「平成 19 年 3 月 31 日をもって退職いたします。」と記載されていることが確認できる。

また、当該事業所が保管する申立人に係る休暇届によれば、平成 19 年 1 月 31 日付けで、同年 3 月 22 日から 24 日までの 3 日間及び同年同月 26 日から 31 日までの 6 日間の有給休暇が届出されている上、この有給休暇に対し事業主が受理変更の手続を申立人に対して行った形跡は無い。

しかしながら、当該事業所が保管する「労働者名簿及び雇用保険の離職票(事業主控え)」から、申立人が退職した日は、平成 19 年 3 月 30 日であることが確認できるとともに、申立人に係る「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」から、申立人の資格喪失日は、同年 3 月 30 日であることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日について事業主に照会したところ、「申立人の被保険者資格喪失日は、本来なら平成 19 年 4 月 1 日として届け出なければならぬところ、誤って 3 月 31 日として届け出た。」と供述するとともに、「給与は毎月 20 日締切りで当月の末日支払である。厚生年金保険料は、当月分を翌月に支払われる給与から控除しており、申立人に係る平成

19年3月分の厚生年金保険料は控除していない。」と供述している上、当該事業主から提出された申立人に係る「給与明細一覧表」においても平成19年4月給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人から提出された平成19年3月及び同年4月の給与明細書を確認したところ、同年2月分に係る厚生年金保険料は、同年3月30日を支給日とする給与から控除されていることが確認できるが、同年3月分については、同年4月27日を支払日とする給与(日割計算)から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年3月27日から20年9月10日まで
社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間は脱退手当金が支給されているとの回答があった。脱退手当金を受け取った記憶も無く、退職してから1年3か月後に支給されていることもおかしいので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対しては、いわゆる短期脱退手当金が支給されたこととされているところ、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金が支給されたことを示す記載があるとともに、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間の脱退手当金が支給された時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 3 日から 44 年 11 月 6 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間については加入した記録が無い旨の回答を受けた。
昭和 43 年 5 月 3 日から 44 年 11 月 6 日までA社に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった7枚の写真から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人は、A社に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、A社について、厚生年金保険適用事業所名簿を確認したが、厚生年金保険の適用事業所であった形跡が無い上、商業登記簿謄本によると、昭和 54 年 12 月 2 日に解散しており、申立期間当時に当該事業所の代表取締役であったことが確認できる者は所在が不明であることから、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況等についての関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人は、当該事業所で勤務していた当時の上司及び一緒に勤務していた同僚3人の名前を挙げているが、申立人は姓しか記憶していないため、個人を特定することができず、申立人の勤務状況等についての供述を得ることができない。

なお、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

その上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から 31 年 3 月 10 日まで
② 昭和 31 年 5 月 1 日から 33 年 4 月 20 日まで
③ 昭和 33 年 7 月 7 日から 34 年 12 月 30 日まで
④ 昭和 34 年 12 月 30 日から 40 年 8 月 15 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間については脱退手当金として支給済みであるとの回答を受けた。脱退手当金は受け取っていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の被保険者資格喪失日である昭和40年8月前後の38年から42年までに資格喪失し、かつ、受給資格がある者12人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、9人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち6人が4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、そのうちの連絡先が把握できた一人は、「当時の同僚何人かに脱退手当金のことを聞いたが、皆、『自分で手続をした覚えは無い。事業所が請求手続を行い、自分が受け取りに行ったのではないか。』と話していた。私の場合もそうであったと思う。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る被保険者資格喪

失日から約3か月後の昭和40年11月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえぬ。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1798

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 7 月から 30 年 6 月まで

昭和 29 年 7 月に義父の口利きで A 社 B 事業所に入社し、同年 7 月に結婚、同年 * 月 * 日に長男が生まれた。長男が生後 5 か月ぐらいの時、病院で健康保険証を使っていたので、厚生年金保険と健康保険には、29 年 7 月から加入していたことは間違いないが、厚生年金保険被保険者資格が、30 年 7 月からの取得となっているので訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻の申立内容及び同僚の供述から判断すると、時期及び期間は特定できないものの、申立人が申立期間において A 社 B 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和 45 年 3 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主も所在が確認できないことから、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できる供述を得ることはできない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録により、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる者 8 人に照会したところ、回答があった 3 人のうちの 1 人は、「私が入社したころには、既に C 課で D 作業員として勤務していたと思う。」と述べているが、申立人に係る厚生年金保険の加入状況についての供述を得ることができない。

さらに、その他の二人は、「申立人のことは分からない。」と述べており、

申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の加入状況についての供述を得ることができない。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人に係る当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和30年7月15日と記載されており、不自然な訂正等は見受けられず、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記載及びオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、当該事業所は、商業登記簿謄本によるとE社に商号が変更されていることが確認できること、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている事業主の氏名が、前記の商業登記簿謄本に記載されている取締役の一人と一致していることが確認できること等から、E社が所有していた事業所（作業所）に係る厚生年金保険の適用事業所の名称であると推認できるところ、E社は、i) オンライン記録によると、昭和25年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、47年6月1日に適用事業所に該当しなくなっていること、ii) 商業登記簿謄本によると、45年3月19日に株主総会の決議により解散していること、iii) 申立期間当時の事業主も所在が確認できないことから、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できる供述を得ることはできない。

その上、E社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、健康保険の整理番号に欠番は見られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1799

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月 24 日から 47 年 3 月 10 日まで
A社には、申立期間も継続して勤務していたが、厚生年金保険に未加入となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主は、「申立人がB職として申立期間において、継続して勤務していた。」旨を回答しており、申立人の妹は、「私は昭和 46 年 1 月に結婚したが、姉は当時働いていたので、私の結婚式に出席しなかった。」と述べていることから、申立人は、申立期間について、継続して当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は平成 16 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主は、当時の資料の所在が不明であると述べていることから、申立期間における、申立人に係る厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた二人の同僚に照会したが、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることはできない。

さらに、i) 健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和 45 年 12 月 24 日と記録されている上、同年 12 月 28 日に事業主により健康保険証が返納された記録が確認できること、ii) 当時、申立人の夫が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間のうち 46 年 1 月 30 日から 47 年 1 月 6 日までの期間について、申立人は夫の健康保険の被扶養者として記録されていることが確認できることを踏まえると、申立期間について、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を有していないにもかかわらず、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料

を控除していたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1800

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月1日から40年1月1日まで
申立期間における報酬月額は25万円であったにもかかわらず、社会保険事務所(当時)の記録によると、標準報酬月額が低くなっており納得できない。申立期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は、昭和40年1月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も所在が不明であることから、申立期間に係る申立人の給与額及び標準報酬月額等を確認することはできない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和35年10月1日に同保険の被保険者資格を取得した者は18人(申立人を含む。)であるが、標準報酬月額が最高等級(3万6,000円)であった者はおらず、厚生年金保険の適用事業所に該当する時に届け出る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届には、賃金台帳の提示が求められていることから、申立人の報酬月額が低く届け出られたとは考え難い上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票の申立人に係る標準報酬月額の記載にも訂正した形跡は無く、オンライン記録とも一致していることから、同名簿及び同原票の申立人に係る標準報酬月額の記録に不自然さはない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票によると、申立人の標準報酬月額は健康保険厚生年金保険報酬月額変更届により、昭和37年6月に3万円、38年6月に3万6,000円に変更になっていることが確認できる。

加えて、オンライン記録により、申立期間当時に当該事業所の厚生年金保険被保険者であったことが確認できる5人に照会したところ、回答のあった3人全員が「自分の標準報酬月額記録に誤りは無い。」と述べている。

その上、申立人は、「自分の標準報酬月額記録は、当時の女子社員より低い。」と述べているが、申立人より高い標準報酬月額であった女子社員はいないこと、及び社長であった者についても、標準報酬月額が最高等級となったのは、申立人と同時期であることが健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票により確認できることから、申立人の標準報酬月額が不合理である事情はうかがえない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1801 (事案 804 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年8月1日から41年5月1日まで
② 昭和47年10月1日から49年10月1日まで

昭和40年8月1日から52年2月27日までA社に代表取締役として勤務しており、報酬は月額100万円ぐらいもらっていた。

社会保険事務所(当時)の記録によると、標準報酬月額が申立期間以外は最高等級となっているが、昭和40年8月1日から41年5月1日までは3万6,000円、47年10月から48年9月までは6万円、同年10月から49年9月までは7万2,000円になっているので、両申立期間について最高等級に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、i) 厚生年金保険の適用事業所に該当する時に届け出る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届には、賃金台帳の提示が求められていることから、代表取締役である申立人が関与せずに、社会保険事務所が標準報酬月額の決定を行ったとは考え難いこと、ii) 申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録が訂正されていないことから、社会保険事務所において不合理な処理が行われた形跡は見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月17日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間①当初の決定後に、新たに3人の同僚の名前を挙げているが、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、これら3人は共に申立期間①には当該事業所において、厚生年金保険の被保険者資格記録が確認できない上、申立人の主張を裏付ける新たな供述を得ることもでき

ず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②に係る申立てについては、i) 当該期間中には、標準報酬月額の随時改定が2回行われており、社会保険事務所が申立人の標準報酬月額を2度にわたり誤って記録するとは考え難く、また、役員の標準報酬月額を引き下げ場合には、必要に応じ、当該事実を確認できる資料等の提出を求める運用を社会保険事務所が行っていたこと、ii) 申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録が訂正されていないことから、社会保険事務所において不合理な処理が行われた形跡は見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月17日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今般の再申立ての審議に当たり、i) 申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を再度確認したところ、昭和47年10月及び48年10月の標準報酬月額の改定が随時改定（健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届）によるものであるとすれば、当該被保険者原票には、先に47年8月及び48年8月に提出された定時決定（健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届）によって届け出られた標準報酬月額が記録され、その後、47年10月及び48年10月に提出された随時改定（健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届）によって届け出られた標準報酬月額に記録が訂正されることになるものと考えられるが、当該被保険者原票にはこのような届出が記録された形跡は無いこと、ii) 当該事業所の他の厚生年金保険被保険者には、47年7月及び48年7月から標準報酬月額が改定された記録（4月からの固定的賃金の変動により7月に随時改定（健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届）がされたもの）となっている者が存在することから、当該事業所では、随時改定（健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届）については正しく届出が行われていたものと推認されるところ、申立人の申立期間②直前の47年9月までの標準報酬月額は13万4,000円（最高等級）であり、申立期間②の始期である同年10月からは6万円に減額されていることから判断すると、申立人は同年5月には報酬月額が減額されていなければならないものと考えられ、この場合、標準報酬月額は同年8月に改定されることになるが、当該届出が記録された形跡は無いことから、申立期間②の標準報酬月額の減額は、随時改定（健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届）によるものではなく、定時決定（健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届）によるものと判断できる。

また、申立人は、申立期間②当初決定後に、新たな同僚3人の名前を挙げていることから、当該同僚3人に照会したところ、回答があった二人は、「申

立期間②当時は景気が良く、申立人は会社を何社も経営しており、当該事業所でも給料は相当もらっていた。自分達の給料も数万円単位で上がっていた。」と述べているとともに、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間②当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる31人（申立人を除く。）の標準報酬月額は、全員が定期的に上昇していることが確認できる上、申立人が当該事業所において自分の次の立場にあったという者については、申立期間②を含む当該事業所のすべての被保険者期間において標準報酬月額が最高等級であったことが確認できる。

さらに、申立期間②当時に当該事業所から委託を受けていた会計事務所に照会したところ、「当時の資料は残っていないが、申立人は当該事業所のほかに2社経営しており、グループ全体の売上げは年間10億円以上あり、役員報酬も月額100万円ぐらいもらっていた。当時の売上げや役員報酬が大きかったので、役員報酬を減額することは意味が無いことなので、減額はしていない。」と回答している。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の標準報酬月額は、申立期間②前後の期間において長期間にわたり最高等級となることが確認できる上、前述のとおり、他の厚生年金保険被保険者の標準報酬月額についても全員が定期的に上昇していることが確認でき、標準報酬月額を著しく減額された者は見当たらないことから、申立人の標準報酬月額のみが下がる事情はうかがえない。

この一方で、申立人は、「当時の書類については、すべて廃棄している。」と述べていることから、申立人が申立期間②当時、社会保険事務所に届け出た申立人の標準報酬月額を確認することはできず、申立人が申立期間②において給与から控除された厚生年金保険料額を確認することもできない。

また、申立人は、「私は事業主であり、社会保険事務所へ提出する書類には、すべて自分が会社の代表印を押しており、この代表印は常時、私のみが所持していた。」と述べている

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号。以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）は、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらを総合的に判断すると、仮に、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書きに規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当する

と認められることから、申立人の申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

北海道厚生年金 事案 1802 (事案 674 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月 1 日から 34 年 7 月 1 日まで

申立期間は、A社（現在は、B社）C事業所に勤務していたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についてB社に照会したところ、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかったこと、ii) 申立人は同僚の名前を記憶しておらず、オンライン記録により、当時、当該事業所に勤務していたことが確認できる同僚4人に照会したが、申立人の申立期間に係る勤務実態を確認できる関連資料、供述を得ることはできなかったこと、iii) B社の資料によると、当該事業所は昭和32年4月に開設されており、申立人が当該事業所に入社したとする同年2月の時点では、当該事業所は開設されていなかったことが確認できること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年2月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料等を提出することなく、「申立期間は、当該事業所に確かに勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。」との主張をしているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1803

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 21 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 37 年 9 月 1 日から 38 年 5 月 1 日まで

申立期間①については、A社（現在は、B社）にC職として継続して勤務していたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間②については、D社に継続して勤務していたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社が保管する社会保険台帳によると、申立人の雇用期間は昭和 35 年 2 月 25 日から 36 年 3 月 20 日までと記録されており、申立期間①に申立人が当該事業所に勤務していたことは確認できない上、厚生年金保険被保険者の資格取得日は 35 年 2 月 25 日、資格喪失日は 36 年 3 月 21 日と記録されており、当該事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致する。

また、当該事業所に照会したところ、「社会保険台帳の記録により、申立人が昭和 35 年 2 月 25 日から 36 年 3 月 20 日までの期間勤務していたことは確認できるが、申立期間①における申立人の記録は無く、当社は申立人の申立てに係る届出を行っておらず、保険料も納付していない。」と回答している。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、当該事業所において申立人と同じ昭和 35 年 2 月 25 日に厚生年金保険の資格を取得している者は申立人を除き 10 人（申立人が名前を挙げた同僚を含む。）確認

でき、そのうち所在が確認できた6人に照会したところ、回答があった4人は共に、「昭和35年2月から当該事業所でC職をしていたが、申立人の名前に記憶は無く、勤務していたか否かは分からない。」と述べており、申立人の申立期間①に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できる供述を得ることはできない。

加えて、申立人が申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、D社が保管する採用発令簿によると、申立人の雇用について、「昭和37年5月9日 試用 E部F課」と記録されており、オンライン記録によると、申立人は同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるが、当該事業所に照会したところ、「当社では設立当時から入社後3か月の試用期間を設けており、試用期間経過後に正社員として採用している。採用発令簿の記録により、申立人は試用発令で昭和37年5月9日からE部F課に勤務していたことは確認できるが、申立人を正社員として発令した記録は無い。申立人の退職に係る資料を保管していないため、退職年月日については不明であり、申立人の申立期間②における勤務実態や厚生年金保険料の控除の状況については確認することができない。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた同僚二人のうち一人は既に死亡しており、他の一人に照会したところ、「E部G課に勤務していたが、申立人の名前にはっきりした記憶が無く、勤務していたか否かは分からない。」と述べている。

さらに、オンライン記録により、申立期間②当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者16人に照会したところ、回答があった6人のうち5人は共に、「申立人の名前に記憶は無く、勤務していたか否かは分からない。」と述べている上、他の一人は、「昭和38年3月からE部F課で勤務していたが、申立人の名前は聞いたことが無く、一緒に勤務したことは無い。」と述べており、申立人の申立期間②に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できる供述を得ることはできない。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の当該事業所における厚生年金保険の資格喪失日は昭和37年9月1日と記載されていることが確認でき、この記載内容に訂正等の不自然さはみられない。

その上、申立人が申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1804

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月ごろから 63 年 4 月 1 日まで

申立期間はA社にB職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。初めはC社で面接を受けて採用されたものと思っていたが、実際には子会社のA社の所属となっていたことを後で知った。同社には健康保険に加入できることを条件に入社したため、厚生年金保険にも加入していたはずである。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社で一緒に勤務していたとする複数の者が、「申立人とは昭和61年1月又は自分の入社時点から63年3月まで一緒に勤務した。」と供述していること、及びA社の代表取締役であるとともに、C社の取締役であった者が、「申立人をA社で採用する際には、自分が面接を行った。」と供述していることから判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡は無い上、当該事業所の代表取締役であった者も、申立期間において同保険の被保険者であった形跡が無い。

また、申立人がA社で同じB職として一緒に勤務していたとする同僚5人のうち4人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無いほか、このうち二人は個人を特定することができず、当該5人のうち他の1人も申立人が姓しか記憶していないことから個人を特定することができないため、これらの者からA社における厚生年金保険の適用状況等について確認するこ

とができない。

さらに、申立人がA社の専務及び事務担当者であったとする者で、商業登記簿謄本の記録により、同社の代表取締役であったことが確認できる者に照会したところ、「申立人が入社する前から、従業員から『給与の手取額を多くしたい。』との要望があり、また、会社が保険料を支払う余裕も無かったことから、社会保険労務士事務所に相談して、厚生年金保険の適用は受けず、健康保険だけD国民健康保険組合に加入させていた。」と供述しているほか、申立人が一緒に勤務していたとする同僚5人のうち、個人が特定できた二人のうち一人は、「A社から説明は無かったが、健康保険証がD国民健康保険組合のものであったので、厚生年金保険に加入していないことは知っており、給与から同保険料も控除されていなかった。」と供述している上、オンライン記録により、申立期間においてC社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者7人に照会したところ、回答があった3人のうち1人も、「当時、C社では、経費節減のためA社を設立し、従業員の一部を移籍した上で社会保険を打ち切って、D国民健康保険組合に加入させたと記憶している。」と供述している。

加えて、前述のA社の代表取締役であった者がC社及びA社の社会保険事務等を委託していたとする社会保険労務士事務所に照会したところ、当時、同事務所の代表者であった者が、「当時、C社の代表取締役から、経費節減のため子会社を設立したいとの話があり、その結果設立されたA社は、D国民健康保険組合に加入し、厚生年金保険には加入していなかった。もともと同社の設立目的は経費節減であったので、同社が厚生年金保険に加入するはずがない。当時の資料は廃棄済みであるが、自分が同社の設立に直接携わったので鮮明に記憶している。」と供述しており、ほかにA社が厚生年金保険の適用事業所であったことをうかがわせる事情は見当たらない。

その上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人のA社又はC社における加入記録は無い。

なお、申立期間について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1805

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月13日から7年1月25日まで

昭和63年4月からA社が経営する事業所のB営業所にC業務担当として勤務し、事業所名がD営業所に変わった後、平成12年10月まで勤務していたが、4年5月13日から65歳になる7年1月25日までの厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社が経営する事業所で一緒に勤務していたとする複数の同僚の供述、及びオンライン記録により、申立期間においてA社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者の供述から判断すると、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は平成15年9月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡している上、当時の役員であった者に照会したものの、当時の資料は廃棄済みであるため、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを確認できる関連資料、供述等は得られなかった。

また、オンライン記録により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者13人に照会したところ、回答があった5人のうち社会保険事務及び給与事務担当であったとの供述が得られた一人は、「平成4年に社長を説得して、会社が社会保険に加入することになったが、従業員の中に入りに反対する者がいたため、加入を希望する約半数の者だけ加入させた。しかし、加入させた直後にも『給料の

手取額が減るので加入をやめたい。』と2人か3人の従業員から申し出があったので、すぐに資格喪失させた記憶があり、このうちの一人が申立人であったと思う。自分は給与事務も担当していたが、これらの者の給与から厚生年金保険料を控除したことは絶対に無い。」と供述しているほか、同人と共に事務を担当していたとの供述が得られた他の一人も、「事業所は従業員の出入りが激しかったため、厚生年金保険に加入するかどうか希望を聞いていたと思う。当時の事務責任者は大変厳しい人であったので、加入させていない人の給与から厚生年金保険料を控除することは無い。」と供述している一方で、オンライン記録によれば、当該事業所が同保険の適用事業所となった平成4年5月1日に被保険者資格を取得した後、申立人のほかに同月中に資格喪失した者一人、翌月に資格喪失した者一人がそれぞれ確認でき、当該社会保険事務担当者の供述が裏付けられることを踏まえると、当時、当該事業所では、従業員の希望により、厚生年金保険の被保険者資格を取得させた直後に資格喪失させる取扱いがあったものと考えるのが妥当である。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間を含む平成3年11月22日から8年1月1日までの期間において、政府管掌健康保険の被保険者であった申立人の息子の被扶養者の認定を受けていたことが確認できる。

加えて、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人の当該事業所における離職日は平成4年5月12日であることが確認でき、これは、厚生年金保険の加入記録と合致する。

その上、申立期間について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 6 月ごろから 29 年 6 月ごろまで
② 昭和 29 年 6 月ごろから 31 年 4 月ごろまで
③ 昭和 31 年 4 月ごろから同年 7 月 1 日まで

申立期間①は、昭和 28 年 6 月ごろに A 社（現在は、B 社）へ入社し、29 年 6 月ごろまで同社 C 事業所において D 業務に従事していた。

申立期間②は、昭和 29 年 6 月ごろから、A 社本社の E 部において F 社を設立するための準備業務に携わり、同社の設立後も 31 年 4 月ごろまで勤務した。

申立期間③は、昭和 31 年 4 月ごろに A 社 G 部へ異動となっており、その後、定年により退職するまで勤務した。

給与明細書等の証拠書類は無いが、すべての申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 B 社から提供のあった申立人に係る辞令原簿、H 会（A 社の OB 会）及び I 会（A 社 G 部の OB 会）の会員名簿、複数の同僚の供述から判断すると、時期の特定はできないものの、申立人が申立期間①、②及び③において申立てに係る事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B 社では、「当社の辞令原簿によると、申立人は、昭和 31 年 4 月 1 日に臨時従業員から準従業員へ昇格している。当時、臨時従業員については厚生年金保険に加入させていなかったことから、申立人は、少なくとも同年 4 月 1 日以前は、厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。」と回答している。

また、上記の辞令原簿から、申立人と同日の昭和 31 年 4 月 1 日に臨時従

業員から準従業員へ昇格している同僚 25 人が確認できるが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、いずれも申立人と同じく同年 4 月 1 日以前について厚生年金保険の加入記録が無く、これは先の当該事業所の回答と符合する。

さらに、これら同僚 25 人のうち、所在が確認できる 8 人について、本人が記憶している入社時期と厚生年金保険の被保険者資格の取得時期との関係を見ると、入社したと記憶している日から 1 年 3 か月から 3 年 3 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、これら同僚からは、入社当初からの厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述が得られなかった。

- 2 申立期間①について、申立人が、申立期間①当時の A 社 C 事業所における事務担当者として名前を挙げた同僚は、当時、当該業務を担当していないとしており、この同僚が申立期間①当時の事務担当者であったとして名前を挙げている者も死亡していることから、申立人の厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人が当該事業所へ入社した当初から勤務していた先輩として名前を挙げた同僚は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 29 年 12 月 1 日に当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立期間①において厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できない。

- 3 申立期間②について、F 社は、「申立期間当時の資料は無く、当時の状況は不明である。」と回答している。

また、申立人が申立期間②当時、A 社本社における事務担当者として名前を挙げた同僚及び F 社における事務担当者として名前を挙げた同僚は、いずれも当該業務を担当していないとしていることから、申立人の厚生年金保険の適用状況について確認できない。

さらに、申立人が、申立期間②当時、F 社における同僚として名前を挙げた 6 人のうち、同社の幹部であったとして名前を挙げた同僚 5 人については厚生年金保険に加入していたことが確認できるものの、同社の幹部ではなかった者として名前を挙げた同僚一人については厚生年金保険に加入していた記録は確認できない。

- 4 申立期間③について、A 社 G 部における当時の事務担当者は死亡していることから、申立人の厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、先述の B 社から提供のあった辞令原簿において、申立人と同日の昭和 31 年 4 月 1 日に臨時従業員から準従業員へ昇格し、申立人と同じ同社 G 部に所属していた同僚が一人確認できる。この同僚は、準従業員から正従業員へ採用された年月日も申立人と同日の 31 年 9 月 21 日であることが確認できるところ、この同僚は、29 年 4 月に当該事業所へ入社したと記憶してい

るものの、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、この同僚の当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は申立人と同日の31年7月1日となっており、この同僚が記憶している入社日から2年3か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、この同僚は、「入社当初は臨時雇用であった。入社当初から厚生年金保険料が控除されていたか否かは覚えていない。」と供述している。

さらに、上記の同僚のほか、当該事業所において、申立人と同日の昭和31年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚44人のうち、連絡が取れた11人について、本人が記憶している入社時期と厚生年金保険の被保険者資格の取得時期との関係を見ると、入社したと記憶している日から5か月から3年4か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、上記の同僚11人のうち10人が「入社当初は臨時職員であった。」と供述している上、これら同僚からは、入社当初からの厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述が得られなかった。

その上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間③において、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 5 すべての申立期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、すべての申立期間について、厚生年金保険料の控除が確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1807

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月ごろから51年3月ごろまで
② 昭和51年4月ごろから52年9月ごろまで

離婚の翌年から7年間ほど、A地区にある事業所でB業務を担当していた。

申立期間①はC社に、申立期間②はD社に勤務した期間であり、両期間とも厚生年金保険料を控除されていたと思うが、被保険者としての記録が無いので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間①においてC社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所では「当社では、昭和48年以降の厚生年金保険に係る届出書類を保存しているが、その中に申立人に関する書類は無い。」と回答している。

また、申立人が記憶している同僚一人、及びオンライン記録により申立期間①に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚6人の合計7人からは、申立人が申立期間①において厚生年金保険の被保険者であったことをうかがわせる具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、申立期間①当時、当該事業所の事業主の妻であり専務であった者は、「厚生年金保険の加入については、当時、従業員の中で加入を辞退する者もいた。」と供述している。

加えて、申立人に当該事業所における雇用保険の加入記録は無い。

その上、申立期間①について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人

も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、オンライン記録により、D社は、昭和54年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②当時は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、当該事業所では、「申立期間②当時の書類は処分されたため、申立人が勤務していたか否かについては不明であるが、当社は昭和54年5月1日に厚生年金保険の適用事業所になっていることから、申立期間②当時に、申立人の厚生年金保険料を給与から控除することはあり得ないと思う。」と回答している。

さらに、申立人は、同僚の名前を記憶していないため、オンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になった時点で厚生年金保険被保険者資格を取得している者20人を抽出し、これら20人が当該事業所で被保険者資格を取得する以前の期間における公的年金の加入記録を確認したところ、15人は国民年金に加入しており（国民年金保険料を納付していた者が11人、未納であった者が4人）、5人は公的年金の加入記録の無いことが確認できた。このうち、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた3人に照会したところ、いずれも「D社には、厚生年金保険に加入する前からB業務担当として勤務し、厚生年金保険に加入するまでは国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。当時、B業務担当は100人ぐらいだったので、申立人の記憶は無い。」と供述している。

加えて、申立人に当該事業所における雇用保険の加入記録は無い。

その上、申立期間②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 39 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
③ 昭和 54 年 3 月 22 日から同年 5 月 10 日まで

申立期間①及び②については、昭和 36 年 3 月 1 日から 39 年 9 月末まで A 社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格記録では、両申立期間に被保険者であった記録が無い。

申立期間③については、B 社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、同年 5 月 10 日となっている。

いずれの申立期間も、厚生年金保険の被保険者であったことは間違いないので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間①において A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が記憶している同僚等 3 人のうち、所在が確認できた二人に対し、申立人の申立期間①における勤務状況等について照会したところ、いずれも回答があったが、当該事業所の役員であった者は「入社から 3 か月間は見習い期間を設けており、申立人の申立期間は見習い期間であったはずである。」と供述している上、他の一人も「申立期間は見習い期間であった。」と供述している。

また、オンライン記録により、申立人と同日の昭和 36 年 6 月 1 日に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる 9 人のうち、所在が確認できた 4 人に対し、申立人の申立期間①における勤務状況等について照会したところ、3 人から回答があったが、申立人と同

じC職であったとする者は「昭和36年の春ごろ入社したが、入社と同時に厚生年金保険には加入しなかった。」と供述している。

これらのことを踏まえると、申立期間①については、申立人は見習い期間として当該事業所に勤務し、厚生年金保険料は給与から控除されていなかったものと考えられる。

さらに、当該事業所は、昭和40年3月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間①当時の事業主は既に死亡している上、商業登記簿謄本により確認できた役員も所在が確認できないため、申立人の申立期間①における厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

加えて、申立期間①について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない

2 申立期間②について、複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、昭和39年9月末までA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人と同日の昭和39年7月1日に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を喪失した者が25人中22人（申立人を含む。）、40年1月1日に被保険者資格を喪失した者が残りのうちの二人、同年3月1日に被保険者資格を喪失した者が同じく一人みられ、このうち、39年7月1日に被保険者資格を喪失した者で、所在が確認できた11人に対し申立期間②当時の厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、10人から回答があり、そのうちの8人は「会社が倒産したため、被保険者資格を喪失した。」と供述している。

また、申立人が記憶している同僚等3人のうち、当該事業所の役員であった者は「会社は昭和39年6月に倒産し、残務整理のため、私を含む3人が残った。」と供述しており、上述のオンライン記録により確認できた厚生年金保険被保険者数と一致する。

さらに、当該事業所は、昭和40年3月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間②当時の事業主は既に死亡している上、商業登記簿謄本により確認できた役員も所在が確認できないため、申立人の申立期間②における厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

加えて、申立期間②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人のB社における雇用保険の加入記録によると、申立人は、昭和54年5月10日に同社において被保険者資格を取得しており、オンライン記録による申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日と合致している。

また、申立人が名前を挙げた唯一の同僚は既に死亡しているため、オンライン記録により、申立期間前後に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚3人を抽出し、これら3人の当該事業所における雇用保険被保険者資格の取得日を確認したところ、二人は雇用保険被保険者資格の取得日が厚生年金保険被保険者資格の取得日と合致していることが確認できる（他の一人は雇用保険被保険者資格の記録なし）。

さらに、オンライン記録により、申立期間③以前に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる6人に対し、記憶している入社日を照会したところ、このうちの3人は「当該事業所には、厚生年金保険の被保険者資格を取得する2か月以上前から勤務していた。」と供述している。

加えて、当該事業所は、平成15年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間③当時の事業主は既に死亡している上、申立期間③当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、後に事業主となったことが商業登記簿謄本から確認できる者からも、申立人が申立期間③において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる具体的な供述を得ることはできなかった。

なお、申立人が、当該事業所に入社した経緯を知っているとして名前を挙げた前の職場の同僚は、「申立人が、B社に入社する前の事業所をいつ退職したかについては記憶しているが、同社にいつ入社したかについては分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間③当時における当該事業所の勤務状況等について確認することができない。

その上、申立期間③について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1809

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月から 38 年 1 月まで

申立期間は、A市にあったB社という名称の事業所に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。

平成 15 年に社会保険事務所（当時）で調べてもらった時、B社の名前と厚生年金保険に加入していた者の名前が見つかり、その中に、私の旧姓と同姓の者もいたが、名前が違っていたので、私の加入記録とは認められなかった。

納得できないので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、B社は、昭和 37 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間のうち、36 年 1 月から 37 年 6 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所には該当していなかったことが確認できる。

また、申立人は、当該事業所に勤務していた同僚の名前を記憶していないため、オンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になった昭和 37 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得した者 24 人中 9 人及び同年 10 月 1 日に被保険者資格を取得した者一人の合計 10 人について、厚生年金保険の適用事業所となる前の期間における公的年金の加入状況を確認したところ、他の事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していた者が 3 人、国民年金に加入していた者が一人（国民年金保険料は未納）、公的年金の加入記録の無い者が 6 人確認できる上、他の事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していた者 3 人を除く 7 人のうち 4 人は「Bには昭和 37 年 6 月 1 日以前から勤務していた。」と供述している。

さらに、前述の 10 人中 9 人は「申立期間において、申立人と一緒に勤務した記憶は無い。」と供述しており、他の一人からも、一緒に勤務していたとする具体的な供述を得られなかったため、申立人の申立期間における勤務状況等について確認することができない。

なお、申立人と旧姓が同じ者について、同僚の一人は「オーナーの妹で申立人と同姓の者が一人いて、昼間業務を担当していたが、大正生まれの人であった。」と供述していることから、申立人とは別人であることが推認できる。

加えて、当該事業所は、昭和 43 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主は所在が確認できない上、商業登記簿謄本によって確認できた申立期間当時の役員も死亡又は所在が確認できないため、申立人の申立期間における勤務状況等について確認することができない。

その上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の名前は無く、整理番号にも欠番が見られないことから、申立人の名前が欠落したとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月 30 日から 47 年 1 月 10 日まで
A社には、昭和 44 年 10 月 1 日から 49 年 10 月 1 日まで、途中退職することなく勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の取得記録が無いのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の加入記録によると、申立人は、昭和 46 年 7 月 31 日に同社を離職した後、47 年 12 月 1 日に再度被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者資格と共に、雇用保険被保険者資格も喪失していることが確認できる。

また、申立人が記憶している同僚 9 人のうち所在が確認できた 4 人、及びオンライン記録により、申立期間において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる者 5 人の合計 9 人に対し、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、6 人から回答を得たが、このうち 5 人は「申立人と一緒に勤務していた期間は分からない。」と供述しており、そのうちの一人は「申立人のことは記憶していないが、申立人の夫は、いったん退社し、その後再入社したことを記憶している。」と供述している（他の一人は「一緒に勤務していた記憶はあるが、その期間は分からない。」と供述している。）。

さらに、オンライン記録によると、申立人の夫も申立人と同じ日である昭和 46 年 7 月 30 日に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格をいったん喪失し、同年 11 月 2 日に再度被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人の夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の夫が当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を再度取得した日に、申立人は

その夫の健康保険の被扶養者になっていることが確認できる。

加えて、当該事業所は、昭和 59 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなり、申立期間当時の事業主も既に死亡しているとともに、商業登記簿謄本により申立期間当時に役員であったことが確認できる者も高齢のため、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

その上、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。